議案第７９号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成１６年総行市第３０号許可）の一部を次のように変更する。

別表第２の６の項中「上越広域伝染病院組合」の次に「、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合」を加える。

附　則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。